

病気のお子さんを安心ケアでお預かりします

## 病児・病後児保育室のご案内

お子さんが病気のため保育園に預けられない…そんな困った経験はありませんか？病児・病後児保育室では、病気のお子さんを小児科医に併設した保育室で一時的にお預かりします。

### ■実施施設

『かるがものへや』

☎2617628

佐賀市本庄町大字鹿の子

20011 (香月医院内)

『ぞうさん保育室』

☎310020

佐賀市高木瀬東4丁目14-3

(橋野こどもクリニック内)

### ■利用対象者

生後2か月から小学3年生までの児童

### ■対象疾患

小児科の病気以外にも、皮膚科、耳鼻科およびケガによる利用もできます。ただし、感染症を有する場合や入院が必要な場合などは利用できません。

### ■利用時間

月曜日～金曜日 8時～18時

土曜日 8時～13時

※日曜、祝日、年末年始は休み

### ■利用料金

1日 2,000円

(おやつ代別途200円)

半日 1,000円

(おやつ代別途100円)

市町村民税非課税世帯または生活保護世帯は、病児・病後児保育事業施設の利用料が免除されます。非課税世帯の免除を受けるには、世帯全員の課税証明書(非課税)が、生活保護世帯の免除を受けるには保護受給証明書が必要です。

○ご利用の前に登録が必要です。

○ご利用の際には事前に予約をしてください。また「医師連絡票」と「保護者からの病状連絡票」が必要です。

○お弁当、飲み物等は各自持参してください。

### ■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎7516118

児童扶養手当

## 父子家庭にも支給が始まります

平成22年8月1日から母子家庭だけでなく、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。

児童扶養手当は父母の離婚などで、父(母)と生計をともにしていない子ども(18歳未満の日以降の最初の3月31日まで)を養育するひとり親家庭の生活安定と自立、子どもの健全育成のために支給されます。

### ■父子家庭の受給資格要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもと生計をともにして養育する父親に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母に一定以上の障害がある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ そのほか母が1年以上遺棄している、母が1年以上拘禁されている、母が婚姻によらないで懐胎した子ども等。

### ■手当の額

受給資格者が養育する子どもの数や所得等により決められます。受給資格者の前年所得が一定以上の場合には支給されません。

○子ども1人の場合(月額)

全部支給 41,720円

(一部支給 41,710円～9,850円)

○2人以上の加算額

2人目5,000円

3人目以降1人につき3,000円

■申請が必要です(8月2日から受付)

児童扶養手当を受給するには申請(認定請求)が必要です。

○平成22年7月31日までに受給要件に該当している方

11月30日までに申請をすれば8月分から支給されます。

○平成22年8月1日から11月30日までに受給要件に該当する方

11月30日までに申請すれば「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

11月30日を過ぎると「申請の翌月分」からの支給になります。

### ■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎7516118